

相続ニュース

Vol.0127

2017年1月4日(水)

担当：MS事業部 三宮

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

相続開始後やる 主な手続き

はじめに

相続開始をした後は、やるべきことがたくさんあります。葬儀関係の手配から預金や不動産の名義変更、税金の手続きなどやるべき事がたくさんあります。

ただでさえ大切な人が亡くなられた後で混乱をしてしまう時期です。事が起こる前に何をしなければならぬのか今の内におさらいをしておきましょう。

死亡届の提出

人が死亡した場合、死亡者の死亡地等の市町村役場に、死亡した日から7日以内に死亡診断書とセットで提出をしなければなりません。

公共料金や保険の手続き

電気・ガス・水道・電話等の名義変更手続きや生命保険の保険金請求手続きも忘れてはいけません。各社に問い合わせをいただき、すみやかに変更・申請しましょう。

預貯金や株式の名義変更

預貯金や株式の名義変更もすみやかに行わないといけません。銀行は、死亡した事が分かったその人の口座を凍結してしまい、預金を引き出す

ことが出来なくなってしまう。死亡記事など新聞に出るとこちらから死亡した旨を伝えなくても銀行は預金を凍結してしまうのでご注意ください。印鑑証明や戸籍謄本、キャッシュカード等をご用意いただき遺産分割が整ったらすみやかに届け出てください。

不動産の名義変更

土地や家屋を相続した場合は、その名義変更もしなければなりません。お近くの司法書士に依頼をして、名義変更の登記をしてもらいましょう。

相続の放棄・限定承認

相続の放棄や限定承認をしようとする場合は、相続があったことを知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所へ申し出をしなければなりません。

準確定申告

亡くなられた方が、個人事業を営んでいて、生前確定申告をしていた方だと、準確定申告というものをしなければなりません。この準確定申告は、亡くなった後、4ヶ月以内に税務署に提出をしなければならぬので忘れずに手続きをしてください。

おわりに

このように、相続が開始した後、10ヶ月の間にこれだけの事を少なくともしなければならぬのです。相続税の申告期限は、くれぐれもお忘れになりませんように。